

埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が実施する委託訓練事業を受託する民間教育訓練機関等に委託訓練事業報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、訓練受講者の就職を促進することを目的とする。

(報奨金の交付対象)

第2条 報奨金の交付の対象となるのは、「委託訓練実施要領」（以下「実施要領」という。）に掲げる第1章の第12の就職支援経費及び第18章の第3のデジタル訓練促進費の規定に基づき、職業訓練を受託した民間教育訓練機関等（以下「訓練機関」という。）とする。

(就職支援経費の交付)

第3条 知事は、訓練機関に対し、当該訓練機関が受託した職業訓練において、実施要領第1章の第12に規定する就職率が達成された場合、就職支援経費を交付するものとする。

(デジタル訓練促進費の交付)

第4条 知事は、訓練機関に対し、当該訓練機関が受託した職業訓練において、次の各号に該当する場合、デジタル訓練促進費を交付するものとする。

一 DX推進スキル標準対応コース

実施要領第18章の第3（1）の要件を満たす場合。

二 デジタル資格コース

実施要領第18章の第3（2）に規定する資格取得率及び就職率が達成された場合。

2 前項各号の要件を併用したコースは、双方の要件によるデジタル訓練促進費の併給はできないものとし、前項第2号の要件によるデジタル訓練促進費が支給されない場合に限り、前項第1号の要件によるデジタル訓練促進費を支給する。

(報奨金の単価)

第5条 報奨金の単価は、実施要領第1章の第12及び第18章の第3の規定のとおりとする。

(交付申請)

第6条 報奨金の交付を受けようとする訓練機関は、埼玉県委託訓練事業報奨金交付申請書（様式第1号、様式第2号又は様式第3号）により、知事に申請しなければならない。

なお、提出先は訓練を担当する職業能力開発施設とする。

(交付決定の通知及び交付時期)

第7条 知事は、報奨金の交付を決定したときは、埼玉県委託訓練事業報奨金交付決定通知書（様式第4号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

2 知事は、前項の通知後、速やかに報奨金を交付するものとする。

(交付申請却下の通知)

第8条 知事は、報奨金の交付申請を却下したときは、埼玉県委託訓練事業報奨金交付申請却下通知書（様式第5号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 知事は、訓練機関が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

一 書類の改ざんなど、虚偽その他不正の手段により、交付決定を受けたとき。

二 その他不適当と認められる事実があったとき。

2 知事は、前項により、交付決定を取り消したときは、埼玉県委託訓練事業報奨金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該訓練機関に通知しなければならない。

3 第1項により、交付決定が取り消されたときは、当該訓練機関は既に交付された報奨

金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか報奨金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、施行の日以後における契約に適用し、同日前における契約については、なお従前の例による。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

この要綱は、令和3年2月16日から施行する。

この要綱は、令和5年6月28日から施行する。

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

埼玉県委託訓練事業報奨金（就職支援経費）交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所 在 地

名 称

代 表 者（職名及び氏名）

埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱第 6 条の規定により、報奨金（就職支援経費）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請金額 金 _____ 円（消費税込）

2 内 訳

講座番号・講座名	
訓練実施施設の 所在地及び名称	
修了者分	単価 _____ 円（税抜）×月数 _____ 月×人数 _____ 人＝ _____ 円
退校者分	_____ 円
消費税	

3 対象就職率 _____ %（小数第 1 位まで）

訓練修了者 _____ 名

対象中退就職者 _____ 名

対象就職者 _____ 名

$$\text{就職率} = \frac{\text{対象就職者} + \text{対象中退就職者}}{\text{訓練修了者} + \text{対象中退就職者}}$$

※対象就職者及び対象中退就職者：

訓練修了日の翌日から起算して 3 箇月以内に就職（中退就職を含む）
又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、
かつ「雇用期間の定め無し」又は「雇入れの日から起算して 120 日
以上」の雇用期間により雇入れられた者及び自営を開始した者

4 振込先【債権者登録コード 1 3 桁 _____】

金融機関名	銀 行	支 店
	信用金庫	支 所
	信用組合	出張所
預金の種類 口座番号	当座・普通	第 _____ 号
フリガナ 名 義 人		

様式第4号（第7条関係）

埼玉県委託訓練事業報奨金交付決定通知書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった標記報奨金については、埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱第7条により、次のとおり交付決定します。

1 報奨金の種別

2 講座番号・講座名

3 交付決定金額 円

様式第 5 号（第 8 条関係）

埼玉県委託訓練事業報奨金交付申請却下通知書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった標記報奨金については、埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱第 8 条により、申請を却下します。

- 1 報奨金の種別
- 2 講座番号・講座名
- 3 理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

埼玉県委託訓練事業報奨金交付決定取消通知書

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け埼玉県委託訓練事業報奨金交付決定については、埼玉県委託訓練事業報奨金交付要綱第 9 条により、取り消します。

- 1 報奨金の種別
- 2 講座番号・講座名
- 3 理由